

第9回「町の風景の未来を考える会」（箕輪町景観計画策定委員会）次第
（議論要点のメモ）

平成27年1月23日（金）午後6時30分～
箕輪町役場 2階 大会議室

1. 開会（事務局）

2. 会長あいさつ（唐澤荘介会長）

3. 協議事項

（1）景観形成基準について（資料1. 2. 3） 議論の要旨

建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転もしくは外観の変更

○沿道の配置における「大規模行為」の延べ床面積について、

500㎡が適当かどうか。（伊那市3000㎡、南箕輪村300㎡）

バイパス沿い、中心市街地は土地の有効利用が求められる範囲であり、5mのセットバックが経済活動の支障になる可能性あり。また、建築面積（1階の面積）でなく、延べ床面積で考える理由は高さ制限とも関連し、地域区分で分けるなどの丁寧な仕分けが必要ではないか。

⇒事務局で再検討

○規模における高さ

アンケートの結果から山並みが最大の景観資源と考える箕輪町では、アルプスの山並の前景でアクセントとして重要な役割を果たす、特徴的な地形である段丘林について、その高さを超える建物の建築は景観を妨げる可能性があるため、段丘林の高さ（15mを目安）を基準として高さ制限を考える。

○色彩等

使用可能な色目を判定するのに、マンセルカラーチャートは一般的でない。実際にはお客様と色見本で話をし、それに近い色番号で指定して塗料を発注している。メーカーカタログには色彩・明度は示されておらず、その都度メーカーに問い合わせる必要があり、不都合。

⇒メーカーごとに同色でも色彩明度が違い、横断的な基準としてはマンセルを使用せざるを得ない。ただし、代表的なメーカーカタログにおける色彩明度について予め役場の担当課で判定しておき、使用できない色目をHPに掲載するなどの便宜は図れるのではないか。

(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針について(資料4) 景観重要建造物、景観重要樹木については、文化財の面からの指定を受けているものについては指定の意義がないため、それ以外のもので景観的に重要であるものがあれば指定することとし、特にこの会議の段階においては決めない。

(3) 良好な景観の形成のために必要な事項について

- ①屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限(資料5)

基本的には今後策定する予定の屋外広告物条例にて指定する。
それまでの間は、景観育成方針にて判断する。

②公共施設の整備に関する事項(資料6)

ガードレールの種類についてはワイヤー、金属板、木製などあるが、ワイヤーが景観的には望ましい面もある。

転落防止柵など、同一の道路上でありながら工事の時期によって違うものが発注され、ちぐはぐなものがあるので、そういったものには配慮を。

4. その他

○今後の検討スケジュール

今後検討するもの・・・景観形成基準で検討中の大規模行為、
景観理念、景観育成推進体制

検討期間・・・おおむね月1回ペースで3月までを検討するが、
検討の進捗によっては4月程度まで

5. 閉会(事務局)

次回委員会 2月16日(月) 午後6時30分～